

多久市各種委員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する
条例

多久市各種委員等の報酬及び費用弁償支給条例（昭和33年多久市条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（重複支給の調整）</p> <p>第5条 議会の議員が<u>次に掲げる</u>各種委員等を兼ねる場合は、当該兼ねる各種委員等として受けるべき報酬は、支給しない。</p> <p>（1）<u>多久市青少年問題協議会委員</u></p> <p>（2）<u>多久市部落差別撤廃・人権擁護審議会委員</u></p> <p>（3）<u>多久市民生委員推薦会委員</u></p> <p>（4）<u>多久市国民健康保険運営協議会委員</u></p> <p>（5）<u>多久市都市計画審議会委員</u></p> <p>（6）<u>多久市文化財保護審議会委員</u></p>	<p>（重複支給の調整）</p> <p>第5条 議会の議員が<u>議員として</u>各種委員等を兼ねる場合は、当該兼ねる各種委員等として受けるべき報酬は、支給しない。<u>ただし、監査委員を兼ねる場合を除く。</u></p>

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。